

国際フェスタ2024（にーまるにーよん）

公募3事業

- 市民団体等活動紹介コーナー
- 国際協力バザー（民芸品）
- ひろしま国際村～世界の屋台

参加団体募集要項

公益財団法人広島平和文化センター国際市民交流課

令和6年度国際フェスタ実施概要

1 目的

国際交流ネットワークひろしま加入団体を中心に国際交流・協力活動団体が一堂に会して、多くの人が楽しめる参加型事業を行い、在住外国人を含む参加市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらうとともに、広島市の都市像である国際平和文化都市の実現に資することを目的とする。

2 主催等

(1) 主催

公益財団法人広島平和文化センター（国際市民交流課、国際会議場）

(2) 共催

独立行政法人国際協力機構中国センター、広島市

(3) 協力

公益社団法人日本産業退職者協会広島支部（広報、事業当日の運営ボランティア）、生活協同組合ひろしま（広報）、広島信用金庫（広報）、平和記念公園周辺地域施設連携協議会（運営補助、広報）

(4) 協賛（予定）

サンフーズ株式会社、全日本空輸株式会社中四国支社、広島人権擁護委員協議会、広島電鉄株式会社、マツダ株式会社、広島ガス株式会社、株式会社JTB広島支店、中国電力株式会社

(5) 後援（予定）

広島県、広島県教育委員会、広島市教育委員会、一般社団法人広島青年会議所、株式会社中国新聞社、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム放送株式会社

3 事業内容

(1) 名称 国際フェスタ2024（にーまるにーよん）

～ひらこう世界のとびら であおう世界のなかま～

(2) 開催日時 令和6年11月24日（日）10時～16時

(3) 開催場所 広島国際会議場、平和大通り緑地帯（広島国際会議場南側）

(4) 事業概要

主催者等協議会で決定した次に示す事業で、概ね30事業を実施する。

ア 主催者及び共催者自らが実施又は他団体に依頼して実施する事業

(ア) 講演・発表型事業（JICA中国講演会、広島市立大学公開講座など）

(イ) 体験・ふれあい型事業（茶道・華道・着物体験、外国人生活相談等ブースなど）

(ウ) 活動紹介・展示型事業（JICA中国・当財団活動紹介、二国間団体活動紹介、インターナショナルスクールや武田高等学校の国際交流活動紹介など）

(エ) 回遊型事業（スタンプラリーなど）

(オ) 屋外ステージ

イ 国際交流ネットワークひろしま加入団体を対象に行う公募型事業

- (7) 企画事業（外国文化体験、活動発表など）
- (4) 市民団体等活動紹介コーナー
- (7) 国際協力バザー（民芸品）
- (エ) ひろしま国際村～世界の屋台～

4 参加要件

- (1) 令和6年度国際フェスタに事業主体として参加する団体は、次の要件をすべて満たさなければならない。ただし、主催者及び共催者事業並びに協力団体実施事業については、この限りでない。
 - ア 国際交流ネットワークひろしまの加入団体であること。
 - イ 別途主催者が定める期日までに参加負担金を主催者に納めること。
- (2) 令和6年度国際フェスタの各事業は、次の要件を全て満たさなければならない。
 - ア 国際交流・協力活動に関する事業であること。
 - イ 公序良俗に反しない事業であること。
 - ウ 非営利の事業であること。
 - エ 特定の宗教又は政党に偏っていない事業であること。
 - オ 令和6年度国際フェスタの円滑な運営を妨げるおそれがない事業であること。
- (3) 一旦、参加が認められた後であっても、(1)及び(2)に定める要件を満たしていないことが判明した場合、主催者は当該団体の参加資格を取り消すことができる。

国際フェスタ2024（にーまるにーよん）出展・出店基準等

国際フェスタ2024（にーまるにーよん）の事業のうち、「市民団体等活動紹介コーナー」「国際協力バザー（民芸品）」「ひろしま国際村～世界の屋台」（以下「公募3事業」という。）の参加団体を募集します。

1 応募にあたっての基本事項

国際交流ネットワークひろしまの加入団体が、この国際フェスタ2024（にーまるにーよん）に集い、さまざまな国際交流・協力に関わる事業を実施することによって、参加団体相互の連携を深めると同時に、他団体と協力・協働し、運営全体に携わることを基本としています。

2 応募要件等

公募3事業の参加を希望する団体は、以下の要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 国際フェスタ2024（にーまるにーよん）に事業主体として参加する団体は、次の要件をすべて満たさなければならない。ただし、主催者及び共催者事業並びに協力団体実施事業については、この限りでない。

ア 国際交流ネットワークひろしまの加入団体であること。

イ 別途主催者が定める期日までに参加負担金（3,000円）を主催者に納めること。

- (2) 国際フェスタ2024（にーまるにーよん）の各事業は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 国際交流・協力活動に関する事業であること。

イ 公序良俗に反しない事業であること。

ウ 非営利の事業であること。

エ 特定の宗教又は政党に偏っていない事業であること。

オ 国際フェスタ2024（にーまるにーよん）の円滑な運営を妨げるおそれがない事業であること。

- (3) 一旦、参加が認められた後であっても、(1)及び(2)に定める要件を満たしていないことが判明した場合、主催者は当該団体の参加資格を取り消すことができる。

3 出展・出店応募方法等

- (1) 応募方法

所定の申込書（別添）により、当課あてにEメール、郵送、FAX又は持参してください。

※Eメールの場合は、受信後こちらから確認メールを送信します。当課から返信がない場合は電話にてお問い合わせください。

※FAXの場合は確認のため必ず電話連絡をお願いします。

- (2) 募集期間

令和6年6月1日（土）から同年7月1日（月）まで（必着）

公益財団法人広島平和文化センター 国際部国際市民交流課 〒730-0811 広島市中区中島町1番5号（広島国際会議場3階） TEL:(082)242-7825 FAX:(082)242-7452 E-mail: info-festa@pcf.city.hirosh
--

4 募集数

- | | |
|------------------------------------|---------|
| (1) 市民団体等活動紹介コーナー<広島国際会議場地下2階ヒマワリ> | 15 団体程度 |
| (2) 国際協力バザー（民芸品）<同地下1階会議運営事務室ロビー> | 13 団体程度 |
| (3) ひろしま国際村～世界の屋台<同南側平和大通り緑地帯> | 15 団体程度 |

5 出展・出店団体の確定

- (1) 会場のスペースに限りがあり、募集団体数に定数を設けています。
- (2) 各応募団体数が定数を超える場合は、抽選により決定します。抽選会の有無については別途お知らせします。

6 参加団体負担金納付

参加決定団体は、参加負担金として3,000円を納付してください。納入方法・期限等は別途通知します。

7 各ブースの確認事項

(1) 市民活動等活動紹介コーナー

ア 国際協力バザー（民芸品）と重複応募はできません。

イ 展示内容は、各国、地域の文化や生活、各団体の国際交流・協力活動等を広く来場者に紹介するものとしてください。なお、国際問題を扱う場合は、公平性に努めてください。

ウ 会場の設営、終了後の片付けに協力いただきます。イベント当日、午前7時以降荷物の搬入が可能です。机2台、椅子6脚、展示ボード（縦1200mm×横1800mm）2枚、電源等の設置は遅くとも午前9時までには完了する見込みです。

エ 参加を許可した団体以外は、参加できませんのでご注意ください。

オ 「市民団体等活動紹介コーナー」では、販売行為はできませんので予めご了承ください。

カ 各国、地域の文化や生活を紹介するための試飲の無料提供が可能です。ただし、各団体においてコーナーの足元にビニールシートなどで養生してください。

(2) 国際協力バザー（民芸品）コーナー

ア 「市民団体等活動紹介コーナー」と重複応募はできません。

イ 販売品は、各国の文化や民族の生活習慣、歴史と伝統等に関わる固有の産品としてください。

ウ 酒類については、上記イに合致する場合であっても、国際フェスタの趣旨を考慮して、販売や提供は絶対に行わないでください。

エ 販売品は高価ではなく、購入しやすいものにしてください。

オ 販売品の売上は、出店に要した経費に充当するとともに、団体の国際協力活動に役立ててください。

カ 会場の設営、終了後の片付けに協力いただきます。イベント当日、午前7時以降は荷物の搬入が可能です。机2台、椅子4脚、展示ボード（縦1200mm×横1800mm）2枚、電源等の設置は遅くとも午前9時までには完了する見込みです。

キ 参加を許可した団体以外は、参加できませんのでご注意ください。

③ ひろしま国際村～世界の屋台

- ア 販売品は、各国の文化や民族の生活習慣、歴史と伝統等に関わる固有の食品としてください。
- イ 酒類については、上記アに合致する場合であっても、国際フェスタの趣旨を考慮して、販売・提供は絶対に行わないでください。
- ウ 販売品は高価ではなく、購入しやすいものにしてください。
- エ 販売品は、保健所の臨時店舗設置許可が必要なので、取扱品目、衛生面等問題のないものにしてください。
(別添「臨時店舗での営業、地域活動等での食品の提供について」参照)
- オ 発電機の設置はしません。参加団体での発電機の使用(持ち込み)もできませんので、ご理解ご協力をお願いします。
- カ 販売品の売上は、出店に要した経費に充当するとともに、団体の国際協力活動の推進に役立ててください。なお、売上額と使途(予定を含む)の内訳を報告してください。緑地帯の使用報告(中区役所)に必要です。
- キ 会場と広島国際会議場間の道路等で事故が発生しないよう、参加者に注意を促すなど事故防止に留意してください。
- ク 会場の設営、終了後の片付けに協力いただきます。イベント当日、午前7時以降は荷物の搬入が可能です。テント(2700mm×1800mm)1張、机2台、椅子4脚の設置は遅くとも午前9時までには完了する見込みです。
- ケ 終了後の清掃など使用会場の原状回復に当たってください。
- コ 参加を許可した団体以外は、参加できませんのでご注意ください。
- サ 悪天候により中止となる場合がありますので、ご了承ください。その場合、主催者は責任を負いません。

8 参加団体への注意事項等について

- (1) 展示物、バザー販売品、燃料、食材など飲食物、食器、釣銭、文具類など出店・出展に必要な物は各団体で準備してください。
- (2) 参加団体は、出展時間帯における展示物等の管理について、各団体が責任を持って行ってください。
- (3) 必ず担当者を配置し、紛失、破損などの事故が起きないように十分留意してください。
- (4) 会場設営・撤去、運営、汚水処理、ゴミの分別収集、後片付け等を行ってください。
- (5) 「国際協力バザー(民芸品)」「ひろしま国際村～世界の屋台」での販売にあたっては、品位と節度を持ち、過度な呼び込みなどにより、参加者、通行者が不快感を持つことがないように留意してください。
- (6) 各会場での募金及び「活動紹介コーナー」での物品販売は絶対に行わないでください。
- (7) 販売物の申請に関し、申請内容と当日の販売物が相違する場合は、販売の中止または出店をお断りする場合がありますのでご注意ください。
- (8) 出展・出店団体は協力・協働を基本とし、個別行動を慎み、開始と終了は統一行的に行ってください。個別に店を閉めたり、看板を下ろしたり、テントを収納するなどの行為はしないでください。
- (9) 本川沿いの路上につきましては、駐車禁止となっております、利用できません。
これに伴い、参加団体の駐車場確保は困難になっており、参加団体用の駐車場は、原則として用意できませんので、ご了承ください。

9 一時荷物置き場

荷物の搬入用に次のとおり一時荷物置き場を用意しますので、ご利用ください。

- ・搬入可能日時：令和6年11月16日（土）～11月23日（土）9時から17時まで
- ・場所：広島国際会議場3階研修室

なお、国際フェスタ開催日の24日（日）以降の荷物置き場も用意いたしますので、ご利用ください。

10 事業実施報告書の提出について

イベント事業終了後、所定の事業実施報告書に必要事項をご記入のうえ、事務局に提出をお願いします。詳細は別途説明会にてお伝えします。

臨時店舗や地域活動等での食品の提供について

イベントやお祭り等で食品を調理又は販売する場合は、保健所への届出が必要となりますので、「臨時店舗の出店に伴う食品取扱届」の提出をお願いします。

【届出対象者】

- ・ 食品等事業者が、観光イベント、物産展、祭り、縁日、フリーマーケットなどに出店する場合
- ・ 食品等事業者以外の営業者が主催する販売促進のためのイベントに伴い食品を調理又は販売する場合
- ・ 自治会、公民館等が実施する地域住民により催される祭り等で、食品を調理又は販売する場合
- ・ 保育園、学校等が行う運動会や学園祭等の行事で、食品を調理又は販売する場合

【届出条件】

次のすべてを満たしていること。

- ① 同一場所で年間3日以内の出店であること。
- ② 調理を行う場合は、調理を行う場合の取扱条件（別紙1）及び取扱品目（別紙2）を満たしていること。
- ③ 販売を行う場合は、販売を行う場合の取扱条件及び取扱品目（別紙3）を満たしていること。

【留意事項】

- ・ 届出者名、連絡先、臨時店舗の住所、出店期間、臨時店舗見取図〔設備の配置図（個別ブース内設備、会場全体）〕、取扱品目、調理の有無、仕入先又は製造者等の記入が必要です。
- ・ 届出は、原則としてイベント等の主催者又は出店団体の代表者がとりまとめて、一括して提出してください。
- ・ 実施期間が3日を越える場合や取扱いを認めていない品目（別紙2の3）の取扱いがある場合は、「臨時店舗の出店に伴う食品取扱届」の提出では出店できませんので、営業許可の取得をご検討ください。

[問合せ先]

広島市保健所食品指導課（広島市中区富士見町11-27）

電話：（082）241-7404

FAX：（082）241-2567

（R-21-02）

【調理を行う場合の取扱条件】

- 1 提供は加熱調理品に限り（アイス類、ドリンク類を除く）、生ものの提供や、加熱後の加工成型は行わないこと。アイス類、ドリンク類を取扱う場合は、器具類、手指等からの汚染防止措置がとられていること。
- 2 原材料のカット、串刺し等の仕込み行為は行わず、簡易な調理のみを行うこと。
- 3 取扱いを認める品目又は条件付きで取扱いを認める品目であること。（別紙2参照）
- 4 次の設備を満たすこと。
 - (1) 施設は、屋根を設置して、三方を隔壁等により区画すること。
 - (2) 食品を調理し、又は加工する箇所は、地面又は床面から70cm以上の高さがあること。
 - (3) 給水設備（場所）があること。
 - (4) 食器、器具類の洗浄設備（場所）及び殺菌設備があること。
 - (5) 手指の洗浄設備（場所）及び消毒設備があること。
 - (6) 衛生上支障がない構造の排水設備があること。
 - (7) 衛生的に処理ができる廃棄物処理設備があること。
 - (8) 食品又は器具を保管する衛生的な設備があること。
 - (9) 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備があること。
- 5 次の注意事項を遵守すること。
 - (1) 原材料又は製品の仕入れに当たっては、品質、鮮度及び表示について点検を行うこと。
 - (2) 調理は、全て施設内で行うこと。
 - (3) 調理は、原則として提供直前に行うこと。
 - (4) 原材料又は製品は、食品の種類に応じて適切な温度で保管すること。
 - (5) 原材料を解凍する場合は衛生的に行い、当日使い切りとすること。
 - (6) 食品、器具及び容器包装は、衛生的に取扱うこと。
 - (7) 従事者は、食品を取扱う前及び用便後は手指の洗浄及び消毒を行うこと。
 - (8) 従事者は下痢・発熱の症状があった時、手指に化膿創があった時は、調理作業に従事しないこと。
 - (9) 施設、設備及び施設周辺は、衛生上支障ないよう清潔に保つこと。
 - (10) 食器類は原則として使い捨て容器とし、持ち帰りが出来ないものであること。

【調理の品目例】

1 取扱いを認める品目例

分類	取扱条件	品目例
煮物類	事前に仕込んだ具材を、その場で煮込む。	おでん、豚汁
焼き物	事前に仕込んだ具材を、その場で焼く。	焼き鳥、いか焼、焼かき
お好み焼類	事前に仕込んだ具材と、その場で調製した生地を混ぜ合わせて焼く。	お好み焼、たこ焼、ピザ
めん類	事前に仕込んだ具材と、その場で加熱調理したものを調製する。	うどん、そば等の最終加熱がある麺類
揚げ物	事前に仕込んだ具材を、その場で調製した生地等をつけて揚げる。	唐揚げ、フライドポテト、コロッケ
アイス類	事前に調製された材料を、その場で小分け等の簡易な加工をする。器具類、手指等からの汚染防止措置がとられていること。	アイスクリーム、ソフトクリーム、かき氷
焼菓子類	事前に仕込んだ具材と、その場で調製した生地を焼く。	たい焼き、ベビーカステラ、焼餅、クレープ (生クリームをサンドするものを除く)
蒸し物類	事前に仕込んだ具材を、その場で蒸す。	蒸し饅頭、ちまき、シュウマイ
揚げ菓子類	事前に仕込んだ具材を、その場で揚げる。	ドーナツ、フライケーキ
餅・団子類	その場で蒸す、焼く。又は、これに簡易な加工を行う。	平餅、みたらし団子、いが餅
あめ菓子類	事前に調製された原材料に、その場で簡易な加工を行う。	綿菓子、べっこう飴、果実飴
ドリンク類	既製品については、コップに小分けする。生ジュース、スムージーについては、事前に調製された原材料に、その場で簡易な加工を行う。器具類、手指等からの汚染防止措置がとられていること。	清涼飲料水、酒類、生ジュース、スムージー
レトルト食品 冷凍食品	加熱調理後、手を加えず提供し、その場で喫食させる。	各種食品
米飯類	その場で炊飯及び具材の加熱調理を行い、熱い状態で提供し、その場で喫食させる。	カレーライス、焼飯、炊き込み御飯
ドッグ類	その場で焼く、又は揚げる。	アメリカンドッグ、フレンチドッグ
その他	事前に仕込んだ具材に、その場で簡易な加工を行う。	果実チョコ

2 条件付きで取扱いを認める品目例

分類	品目例	取扱いを認める条件
米飯類	肉巻きおにぎり	(1) 冷凍食品の再加熱に限る (2) 1回当たりの解凍については最小限の個数とし、再凍結はしないこと。加熱後の長時間の保存や翌日に再使用する等の行為は行わないこと。 (3) トッピングの調理は、トッピング後に加熱調理するものに限ることとし、生ものや挟む行為は不可とする。 (4) 販売に当たって使用する包装については、おにぎりを簡易に包む形態に限り、持ち帰りができないものにする事。 (5) 届出の際に冷凍食品に関する資料（表示の切りぬき、写し等）を添付すること。
めん類	つけ麺 冷麺 ざるそば	(1) 専用の冷却設備（シンク）があること。 (2) 麺の冷却のために、上水道に直結する等、飲用適の水が十分に確保できること。 (3) 専用の手指の洗浄・殺菌設備があること。 (4) 冷却後の食品を衛生的に保管できる設備があること。
その他	浅漬け類 (冷やしきゅうり等)	【原材料等の取扱いについて】 (1) 原材料の洗浄は、飲用適の水を用いて流水で十分に洗浄すること。 (2) 原材料は、次のいずれかの方法により殺菌を行うこと。 ① 次亜塩素酸ナトリウム溶液（100mg/l で 10 分間又は 200mg/l で 5 分間）等の消毒液で殺菌した後、飲用適の流水で十分すすぎ洗いすること。 ② 75℃で 1 分間の加熱、又はこれと同等以上の効力を有する方法で殺菌すること。 (3) 半製品の保管及び漬込み並びに製品が販売されるまでの間は、低温（10℃以下）で管理すること。 (4) 漬込み液は、その都度交換すること。また、漬込みに用いる器具・容器は、十分に洗浄、消毒を行うこと。 【食品取扱者等の衛生管理について】 (1) 次の場合には、必ず流水・石けんによる手洗いを行うこと。 ① 作業開始前及び用便後 ② 食品に直接触れる作業にあたる直前 (2) 下痢や腹痛等の症状を呈する者は、食品取扱作業に従事しないこと。

3 取扱いを認めない品目例

分類	品目例	取扱いを認めない食品の基準
米飯類	おむすび、巻寿司、にぎり寿司	(1) 未加熱のまま提供するもの。 (2) 加熱後に、成型及び具材をはさむ、トッピング等の処理があり、簡易な調理とは認められないもの。 (3) 冷却に多量の水を使用するもの。 (4) その他、衛生上の危害が認められるもの。
めん類	冷やし中華	
菓子類	あん餅、きな粉餅、クレープ（焼成後に生クリーム等をサンドするもの）	
調理パン	サンドイッチ、ハンバーガー、ホットドッグ	
その他	生卵を使用するミルクセーキ、粉末ミックスを使用するソフトクリーム、刺身、生クリーム（既製品除く）	

【販売を行う場合の取扱条件】

- 1 加工済食品は、許可施設で製造又は加工された製品を仕入れて販売すること。
- 2 食品のカット、スライス等の加工及び小分けは行わないこと。
- 3 販売品目例及び販売に係る注意事項は次のとおりとする。

品 目 例	注 意 事 項
牛乳、乳製品、清涼飲料水、弁当、調理パン、食肉製品、魚介加工品、レトルト食品、鮮魚介類、食肉、菓子類、びん詰食品、缶詰、果物、野菜	(1) 果物、野菜及び未処理の魚以外は、容器包装に入れられたものであること。 (2) 適正に表示されていることを確認して販売すること。 (3) 保存基準が定められている食品は、温度計を設置した冷蔵又は冷凍庫に保管し、基準を遵守すること。 (4) その他、食品に応じて、適切な保存温度で保管して販売すること。

国際フェスタ2024（にーまるにーよん）スケジュール（予定）

月 日	内 容 等	備 考
6月1日（土）～ 7月1日（月）	公募事業 参加団体募集	対象： 国際交流ネットワーク ひろしま加入団体
8月中旬～下旬	公募3事業 参加団体抽選会	対象： 公募3事業申込団体
9月下旬	公募事業 合同説明会 （活動紹介コーナー、国際協力バザー、世界の屋台） 参加団体負担金（1団体につき 3,000円） 現金納付受付日	対象： 公募3事業参加団体 国際会議場3階研修室
10月31日（木）	【納付期限】 参加団体負担金（参加1団体につき、3,000円）	
11月23日（土）	前日準備（一部事業）	
11月24日（日）	開催	開催時間 10:00～16:00
11月28日（木）	荷物預かり期限	国際会議場3階研修室
12月8日（日）	各事業実施報告書の提出期限	事業参加団体